

令和 5 年（2023年） 8 月

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会
第 2 回定例会会議録

8 月 25 日（金）

午前 10 時 01 分 開会

午後 0 時 25 分 閉会

令和5年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会（8月定例会）会議録（第39号）

令和5年8月25日（金曜日）午前10時01分開会

○出席議員

1 番	友寄 永三	議員	2 番	上里 樹	議員
3 番	座間味 靖	議員	4 番	大城 喜弘	議員
5 番	前川 秀和	議員	6 番	宜保 安孝	議員
7 番	伊佐 園恵	議員	8 番	糸数 貴子	議員
9 番	豊見山常和	議員	10 番	國吉 雅和	議員
11 番	福地 義広	議員	12 番	新川 喜男	議員
13 番	岸本 一徳	議員	14 番	国吉 亮	議員
15 番	與儀 喜邦	議員	16 番	赤嶺 秀徳	議員
17 番	比嘉 拓也	議員	18 番	大城 節子	議員
20 番	我謝 孟範	議員	21 番	知花 応樹	議員
22 番	玉那覇 登	議員	23 番	又吉 正信	議員
25 番	金城 由美	議員			

○欠席議員

19 番	吉浜 覚	議員	24 番	浦崎 暁	議員
------	------	----	------	------	----

○説明のため出席した者

広域連合長	中村 正人		
事務局長	比嘉 哲也		
総務課 課 長	嘉陽 宗彦	主 査	宮平 隆
管理課 課長兼会計室長	山城 敬	副主幹	金城 秀樹
		副主幹	宮城 顕治
事業課 課 長	安永 貴彦	副主幹	仲宗根 学
		副主幹	榎 理宏

令和5年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会議事日程(第1号)

開 会 令和5年8月25日
閉 会 令和5年8月25日 会期1日間

日程	議案	番号	件名	備考等
1			会議録署名議員の指名について	
2			会期の決定について	
3			議長諸般の報告	
4			沖縄県後期高齢者医療広域連合長行政報告	
5			沖縄県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について	
6	選挙		沖縄県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙について	
7	選挙		沖縄県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員の選挙について	
8	同意議案		沖縄県後期高齢者医療広域連合の識見を有する監査委員の選任同意について	
9	承認		専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)	
10	認定		令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	
11	認定		令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について	
12	議案		令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	
13	議案		令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)	
14			一般質問	○我謝 孟範 ○與儀 喜邦 ○糸数 貴子
15			討論・採決	
16			議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書(閉会中の継続審査の申し出)	議会運営委員会

(午前10時01分 開会)

○議長(金城由美)

これより令和5年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

現在の出席人数は23名です。議員定数は25名で定足数は13名です。よって、定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

○議長(金城由美)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において5番、前川秀和議員、7番、伊佐園恵議員を指名いたします。

○議長(金城由美)

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日8月25日の1日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、会期は8月25日の1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、配付しました議事日程表のとおりであります。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第3、議長諸般の報告を行います。

19番、吉浜覚議員、23番、又吉正信議員より、本日は欠席する旨の届出がありました。

次に、議員選出について、令和5年4月1日付、今帰仁村、本部町選挙区選出の具志堅正英議員の辞職により、同選挙区から座間味靖議員が当選されました。所属は今帰仁村議会です。

次に、令和5年3月8日付、豊見城市より選出の瀬長恒雄議員の辞職により、同選挙区から儀保安孝議員が当選されました。

次に、令和5年4月1日付、恩納村、宜野座村、金武町選挙区選出の仲村広美議員の辞職により、同選挙区から大城節子議員が当選されました。所

属は恩納村議会でございます。

次に、令和5年7月3日付、浦添市選挙区選出の地下秀男議員の辞職により、同選挙区から又吉正信議員が当選されました。

今回、新たに当選されました議員、座間味靖議員、儀保安孝議員、大城節子議員、又吉正信議員の議席に関連し、会議規則第4条第2項の規定により議席を指定いたします。

座間味靖議員を3番に、儀保安孝議員を6番に、大城節子議員を18番に、又吉正信議員を23番に指定いたします。指定した議席は、お手元に配付しました議席表のとおりです。

次に、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会における新型コロナウイルス感染症対策の変更について、令和5年5月8日に感染症法上の位置づけが「第2種相当」から「第5種感染症」への移行に伴い、感染症への対応を変更いたしました。

令和5年8月9日の議会運営委員会で決定され、同日の全員協議会において再確認をしております。本定例会においても、引き続き、議員及び出席者の感染症対策への御協力をよろしくお願いいたします。

次に、7月24日付で、沖縄県後期高齢者医療広域連合長から議案書の送付がありました。

併せて、令和4年度一般会計及び特別会計の主要施策の成果の説明も執行部より提出されております。議案書の91ページより添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

また、議案書79ページ、監査委員より令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書、及び議案書129ページ、令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合定例監査結果報告、議案書137ページより令和4年12月分から令和5年5月分までの例月現金出納検査結果報告が提出されております。写しを添付しておりますので、後ほど御確認ください。

また、議会運営副委員長より、議会運営委員会の継続中の継続審査の申出書が提出されておりますので、後刻、議題といたします。

○議長(金城由美)

しばらく休憩いたします。

(午前10時07分 休憩)

(午前10時10分 再開)

(休憩中に連合長、副連合長入場)

○議長(金城由美)

再開いたします。

続きまして、日程第4、沖縄県後期高齢者医療広域連合長より、行政報告の申入れがありますので、発言を許します。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議員の皆さん、おはようございます。

行政報告の前に御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年5月8日より感染症上の位置づけが「2類相当」から「5類感染症」へ移行し、季節性インフルエンザと同等の扱いとなりました。これに伴い、感染症防止対策は行政が要請や対応を求める仕組みから、個人の自主的な判断に委ねることとなり、社会全体が新型コロナ禍からの脱却に向けて大きく動き出しているように感じます。

最近の感染状況につきましては、緩やかな減少傾向が続いており、沖縄県におきましても低い水準で感染者数が推移しております。

現在は減少傾向にあるコロナウイルス感染症ですが、その脅威は完全には消滅しておらず、今後とも適切な予防策を講じ、感染拡大や医療逼迫の防止に向けて取り組んでいかなければなりません。

広域連合協議会議員の皆様におかれましても、適切な予防策を講じ、健康に御留意いただきますようお願いを申し上げます。

では、令和5年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合協議会定例会の開会に当たり、行政報告を申し上げます。

前回定例会が今年2月3日に開催されておりますので、その日以降、本日までの後期高齢者医療行政につきまして概要を報告いたします。

4月1日に定期人事異動があり、構成市町村から12名の新規職員を迎え入れ、新たな気持ちで令和5年度をスタートさせております。

次に、5月18日に春季九州後期高齢者医療広域連合長会議が本県沖縄市において開催され、厚生労働大臣への要望事項について協議をいたしました。

6月7日には、全国後期高齢者医療広域連合長会議が東京都で開催され、九州地区をはじめ、全国各地の協議会から出された要望事項、「マイナンバー制度関連について」、「標準システム関連について」、「窓口負担関係について」など11項目を取りまとめ、全国広域連合長より伊佐進一厚生労働副大臣へ、厚生労働大臣宛て要望書を手交されました。

次に、6月から当広域連合の指定金融機関が輪番制に当たり、沖縄海邦銀行石川支店から沖縄銀行石川支店に変わりました。今後2年間、広域連合の公金の収納・支払い業務などを担当いたします。

以上、行政報告といたします。

本日は、同意議案1件、承認1件、認定2件、議案2件、合計6件の議案を提出してございます。

御審議のほどよろしくをお願いを申し上げます。以上であります。

○議長(金城由美)

ただいま連合長より行政報告が終わりました。

続きまして、日程第5、議会運営委員の選任を議題といたします。

当広域連合議会運営委員会の委員の定数は、委員会条例第1条第2項の規定により7名となっておりますが、現在、1名欠員となっております。

議会運営委員の選任につきましては、沖縄県後期高齢者医療広域連合協議会委員会条例第3条第1項の規定に基づき、後任の委員として浦添市議会の又吉正信議員を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました又吉正信議員を議会運営委員会の委員に選任することに決定いたしました。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第6、沖縄県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙についてを議題といたします。

○議長(金城由美)

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

○議長(金城由美)

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員を指名します。

選挙管理委員に糸満市の慶留間清栄君、沖縄市の島袋昇君、南風原町の知念勤君、大宜味村の神里富松君、以上の方を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を選挙管理委員の当選人として定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、慶留間清栄君、島袋昇君、知念勤君、神里富松君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第7、沖縄県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

○議長(金城由美)

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員補充員は、糸満市の山川國正君、沖縄市の石橋隆夫君、南風原町の仲里博君、大宜味村の知念章君、以上の方を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を選挙管理委員補充員の当選人として定め、補充員の順序につきましても、ただいま申し上げた順序にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、山川國正君、石橋隆夫君、仲里博君、知念章君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第8、同意議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合の識見を有する監査委員の選任同意についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

同意議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合の識見を有する監査委員の選任同意について。

沖縄県後期高齢者医療広域連合の監査委員に下記の者を選任したいので、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

氏名：原田泰人。

令和5年8月25日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、履歴書を別に添付してございますので、御参照の上、御審議のほどよろしく願いを申し上げます。

○議長(金城由美)

ただいま連合長より説明が終わりました。

○議長(金城由美)

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はありません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第9、承認第3号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

承認第3号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)。

地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和5年8月25日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。以上であります。

○議長(金城由美)

比嘉哲也事務局長。

○事務局長(比嘉哲也)

承認第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて御説明申し上げます。

議案書の7ページをお開きください。

今回の改正は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和5年1月18

日に公布、令和5年4月1日から施行されることを受け、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、専決にて条例を改正したものでございます。

改正内容につきましては、後期高齢者医療制度における保険料負担の適正化を図るため、保険料の均等割額について軽減の所得判定基準を見直し、5割軽減及び2割軽減の対象を拡大するものでございます。

条例の改正部分につきましては、議案書の9ページの新旧対照表を御覧ください。今回改めた箇所を下線で示しております。

第14条第1項第2号中の5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を「28万5千円」から「29万円」に改め、同項第3号中の2割軽減の基準については、「52万円」を「53万5千円」に改めたものでございます。

専決処分の理由でございますが、令和5年4月1日施行となっておりますことから、議会の議決すべき事件について特に急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第292条の規定により、準用する同法第179条第1項の規定により、3月17日付専決処分を行ったものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(金城由美)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はありません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第10、認定第1号、令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

認定第1号、令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和

4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付す。

令和5年8月25日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。以上であります。

○議長(金城由美)

比嘉哲也事務局長。

○事務局長(比嘉哲也)

認定第1号、令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

議案書14・15ページをお開きください。

決算総括における収支実績です。

収入済額3億707万5,627円、支出済額は2億8,671万9,514円です。収入済額から支出済額を差し引いた残額は2,035万6,113円となっております。

初めに、歳入について事項別明細書で説明いたします。

24・25ページをお開きください。

款ごとの収入済額について説明いたします。右側のページの収入済額の欄を御覧ください。

第1款分担金及び負担金は、市町村からの事務費負担金です。収入済額は2億7,200万円です。

第5款繰越金は、令和3年度の決算収支残高の剰余金額を計上しています。収入済額は3,505万2,638円です。

第6款諸収入は、預金利子と雑入です。収入済額は2万2,989円です。

歳入合計です。収入済額3億707万5,627円です。不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

28・29ページの事項別明細書を御覧ください。

款ごとの支出済額、不用額について御説明いたします。

第1款議会費は、支出済額が223万2,118円で、不用額は134万3,882円です。

第2款総務費は、支出済額が2億8,448万7,396円で、不用額は1,664万2,604円です。

32・33ページをお開きください。

第3款公債費は、費目存置で支出はございません。

第4款予備費は、予算現額の計が235万5,000円で、予備費充用額は19万4,000円です。

歳出合計です。支出済額2億8,671万9,514円となっております。

そのほか附属調書といたしまして、36ページに実質収支に関する調書を掲載しております。また、79ページより監査委員による決算審査意見書と、91ページに主要施策の成果の説明を掲載しております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(金城由美)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑は3回までとなっております。

我謝孟範議員。

○我謝孟範議員

質疑の通告をいたしましたので、問いたいと思います。

まず監査委員の報告で「むすび」がうたわれておりますが、この件をどう捉えていらっしゃるのか。それをお尋ねしてから、次に再質問したいと思います。

○議長(金城由美)

我謝孟範議員、ちょっと聞き取りにくくて、すみませんが、もう一度お願いできますか。

○我謝孟範議員

監査委員の報告で「むすび」がうたわれておりますが、このうたわれている内容をどう捉えているか。まずはその点を確かめてから、再質問をいたしたいと思います。

○議長(金城由美)

嘉陽宗彦総務課長。

○総務課長(嘉陽宗彦)

総務課長の嘉陽でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、我謝議員の令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の監

査の指摘事項についてお答えいたします。

議案書89ページ「むすび」にあります、一般会計の歳入歳出決算につきましては、おおむね適正に処理されているとの評価を受けております。

また、歳出の決算状況につきましては84ページ、一般会計歳入歳出決算の執行状況により、予算現額3億706万2,000円に対し、支出済額2億8,671万9,514円、執行率93.4%。不用額が2,034万2,486円となっております。

今後実績に応じた予算の計上と効率的な予算の執行に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長(金城由美)

我謝孟範議員。

○我謝孟範議員

この「むすび」で本員なりに要約いたしますと、まずは1点目に不用額、やはり予算をつくる前に精査をして、執行するときにも様々な角度から執行していくと。この不用額の問題をどう捉えるか。

それから不納欠損がありますが、監査が指摘しているのは、「今年度は消滅時効債権を次年度へ繰り越す等の誤った判断により不能欠損が未処理であった」ということで、今後の対応策をうたっているわけですが、これについてどういうふう to 今後対処なされるのか。その点。

それから3つ目は、「債権に関する研修等を実行する等、業務への理解を深めるよう努められたい」ということで、監査は皆さん事務方に切磋琢磨を促しているわけなのですが、これをどういうふう to 今後切磋琢磨していくのか。その3点を述べてもらいたいと思います。

○議長(金城由美)

休憩いたします。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時37分 再開)

○議長(金城由美)

再開いたします。

嘉陽宗彦総務課長。

○総務課長(嘉陽宗彦)

それでは、お答えいたします。

令和4年度一般会計歳入歳出決算により生じた不用額について説明いたします。

先ほど認定第1号につきまして答弁いたしました、令和4年度の不用額2,034万2,486円は議案書108ページにあります、令和5年度一般会計歳入歳出補正予算において前年度繰越金として受け入れておりまして、110・111ページの歳出2款総務費から2分の1、1,017万7,000円を市町村共通経費精算金として負担割合に応じて各市町村へ支出しております。残りの2分の1、1,017万8,000円を庁舎移転費用にかかる積立金として財政調整基金へ積み立てるものでございます。

今後も予算を作成する際には、実績に応じた予算の計上と効率的な予算の執行に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長(金城由美)

我謝孟範議員。

○我謝孟範議員

やはり不用額も余れば原資を各市町村に戻していくというのは、これは数字はそういうふうになると思うのですが、皆さんのこれからの心構えを聞いているんですよ。監査の指摘は数字ではないんですよ。今後どうしていくのか、監査がうたっておりますので、今後どういう形で皆さん方の心構えを示していくのか。これが本員が聞いている要約なんですよ。

例えば不用額の問題、今後とも精査して予算を計上して執行していくというようなとらえ方が出てくるんじゃないですか。

それから不能欠損の場合でも、やはり精査が必要。また、皆さんの執行の問題、そういうものを監査が指摘しているわけですから、今後どういう形で努力なされて、3分の2いらっしゃる職員の研修等、切磋琢磨して、これからスムーズに後期高齢の事業がうまくいくように、皆さんが努力していくということを言っていると思うんですよ。その点これからどうしていくのか。そのまま今のままでやるのか、努力して頑張っていくのか、その点なんですよ。それを述べてもらいたいと思います。

○議長(金城由美)

休憩いたします。

(午前10時40分 休憩)

(午前10時41分 再開)

○議長(金城由美)

再開いたします。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

我謝議員にお答えをいたします。

一般会計は通常、1年の運営並びに人件費等を計上させていただいております。1年の流れにおいて必要な経費等々含めて、また職員の入れ替わり、さらには特に事務経費等、いろいろな場面でこれが必要になり、特に今年の例を挙げますと台風がきましたと。そういうのに影響が出るとかいうようなものが急きょ補正にかかったりとかいろいろな面が、動きが出てくるということでありますので、当初予算の想定を今後しっかりそこを見定めて、しっかり対応し、特に不用、さらにはそういったところが出ないような形で決算を迎えるというのがベストだと思っておりますので、議員の御指摘どおり、当初予算に向けて我々も精査をし、また監査委員に対してもしっかり説明ができるような体制づくりを行ってまいりたいと思っております。以上であります。

○議長(金城由美)

これで通告に基づく質疑は終わりました。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第11、認定第2号、令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

認定第2号、令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付す。

令和5年8月25日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。以上であります。

○議長(金城由美)

比嘉哲也事務局長。

○事務局長(比嘉哲也)

認定第2号、令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

議案書の42・43ページをお開きください。

決算総括における収支実績です。

収入済額が1,479億894万7,597円で、支出済額は1,473億9,045万9,761円です。収入済額と支出済額の差は5億1,848万7,836円となっております。

次に、歳入について事項別明細書で御説明いたします。

52・53ページをお開きください。

款ごとに収入済額などについて説明いたします。

第1款市町村支出金は、市町村から拠出された事務費、保険料、療養給付費に係る負担金で、収入済額は267億6,478万4,371円です。

第2款国庫支出金は、収入未済額450億1,643万9,313円です。

54・55ページをお開きください。

第3款県支出金は、収入済額116億6,923万7,538円です。

56・57ページをお開きください。

第4款支払基金交付金は、国保や被用者保険などの現役世代が加入する医療保険からの支援金で、収入済額584億3,232万1,000円です。

第5款特別高額医療費共同事業交付金は、収入済額1億22万5,545円です。

第6款財産収入は、保険給付費等準備基金の利息ですが、費目存置で収入はございません。

58・59ページをお開きください。

第7款寄附金は、費目存置で収入はございません。

第8款繰入金は、保険給付費等準備基金からの繰入金で、収入済額は10億5,761万円であります。

第9款繰越金は、令和3年度の収支差引残高を計上したもので、収入済額は47億4,483万2,599円です。

第10款諸収入は、収入済額1億2,349万7,231円です。

収入未済額は、第三者納付金及び返納金で計

8,313万2,281円です。

60・61ページをお開きください。

以上のことから、特別会計の収入済額合計は1,479億894万7,597円となります。

次に、歳出について御説明いたします。

64・65ページの事項別明細書をお開きください。

款ごとの支出済額、不用額について主に説明いたします。

第1款総務費は、支出済額6億5,427万7,846円です。

不用額は9,121万2,154円で、主な不用額は1節報酬の1,099万7,145円、12節委託料の3,944万9,460円、18節負担金、補助及び交付金の1,778万5,685円です。

66・67ページをお開きください。

第2款保険給付費は、支出済額1,414億6,779万7,295円で、不用額は77億4,894万6,705円です。主な不用額は療養給付費で73億3,164万2,445円です。

68・69ページをお開きください。

第3款県財政安定化基金拠出金は、県に設置された基金への拠出金で費目存置としております。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金、支出済額は9,337万4,964円、不用額は3,613万9,036円です。

第5款保健事業費、支出済額は5億8,887万5,680円で、不用額3億804万1,320円です。

70・71ページをお開きください。

第6款基金積立金は、保険給付費等準備基金への積立金です。

支出済額は7億円です。

第7款公債費は、費目存置で支出はありません。

第8款諸支出金は、国・県や市町村及び支払基金への償還金と被保険者への保険料還付金等となっております。

支出済額は38億8,613万3,976円で、不用額は2,088万8,024円となっております。

72・73ページをお開きください。

第9款予備費は、予算現額の計が1億3,033万3,000円で、予備費充用額は33万9,000円です。

歳出決算合計は、支出済額として1,473億9,045万9,761円です。翌年度繰越額はございません。

そのほかの附属調書としまして、76ページは実

質収支に関する調書となっております。

77ページに財産に関する調書を掲載しており、78ページには基金の運用状況に関する調書を添付しております。79ページ以降は監査委員の決算審査意見書、91ページ以降に主要施策の成果の説明を掲載しております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(金城由美)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。
なお、質疑は3回までとなっております。

我謝孟範議員。

○我謝孟範議員

この予算決算書の139ページの監査報告についてでございますが、おおむね適正に処理されているということであります。

指摘されているのは、再発防止のための執行スケジュール等のマニュアルの作成を今後されたいと。この指摘されております再発防止という、その指摘されている事柄ですね。何を指摘されたのか。それを今後改善していかなければならないということの指摘なんです、その点を述べてもらいたいと思います。

○議長(金城由美)

嘉陽宗彦総務課長。

○総務課長(嘉陽宗彦)

お答えいたします。

我謝議員の令和4年度特別会計12月分例月現金出納検査結果報告の指摘事項についてですが、御質問のあった事項は議案書139ページ、3.検査の結果でございますが、保険給付費等準備基金の積立金の処理につきましては、例年8月議会終了後に予算の移替え作業を実施しておりますが、令和4年度においては議会終了後も未処理の状態であったため、現金出納検査により指摘を受け、管理運営についてマニュアル等の作成を求められたものでございます。

対応といたしましては、議決後の処理確認リスト等を作成し、再発防止に努めているところでござ

ございます。

(「議長、以上です」と言う者あり)

○議長(金城由美)

これで通告に基づく質疑は終わりました。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第12、議案第9号、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第9号、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)。

令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,035万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,838万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月25日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。以上であります。

○議長(金城由美)

比嘉哲也事務局長。

○事務局長(比嘉哲也)

議案第9号、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

議案書の100・101ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。ページ下の歳入合計、歳出合計の欄を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出ともに補正前の額2億7,802万6,000円に2,035万5,000円を追加し、2億9,838万1,000円とするものでございます。

108ページをお開きください。

歳入について事項別明細書で御説明いたします。

第5款繰越金1項1目繰越金に2,035万5,000円を増額し、補正後の額を2,035万6,000円といたします。

こちらは、令和4年度一般会計歳入歳出決算認定の中で説明しました、歳入歳出差引額を前年度繰越金として増額補正を行うものでございます。

次に、110ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

第2款総務費1項総務管理費1目一般管理費2億7,232万1,000円に1,017万7,000円を増額し、補正後の額を2億8,249万8,000円といたします。

内訳としましては、前年度繰越金が構成市町村からの負担金であることから、負担割合に応じて構成市町村へ償還金として支出するための補正でございます。

また、令和4年4月1日施行の沖縄県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の規定に基づき、24節積立金へ1,017万8,000円を積み立てるものでございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願います。

○議長(金城由美)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第13、議案第10号、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第10号、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)

令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億2,402万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,587億257万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月25日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。以上であります。

○議長(金城由美)

比嘉哲也事務局長。

○事務局長(比嘉哲也)

議案第10号、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)について、御説明いたします。

議案書の116・117ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

ページの下段合計を御覧ください。今回の補正は、歳入歳出ともに補正前の額1,574億7,855万円に12億2,402万5,000円を追加し、1,587億257万5,000円とするものでございます。

歳入について、事項別明細書により御説明いたします。

124ページをお開きください。

第1款市町村支出金1項市町村負担金3目療養給付費負担金に1,562万2,000円を増額し、120億6,698万3,000円といたします。

こちらは、令和4年度の医療費の実績に基づき、追加で負担を求めるものでございます。

第2款国庫支出金1項国庫負担金2目高額医療費負担金に790万6,000円を増額し、9億4,547万4,000円といたします。

第9款繰越金に5億1,848万6,000円を増額し、5億1,848万7,000円といたします。

こちらは、令和4年度特別会計の決算により生じた歳入歳出差引額を令和5年度特別会計において、前年度繰越金として増額補正を行うものでございます。

126ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

第1款総務費1項総務管理費1目一般管理費に6,862万1,000円を増額し、9億1,225万7,000円といたします。

こちらは、令和4年度市町村共通経費の精算による償還金が主な内容となっております。

第6款基金積立金です。1項1目保険給付費等準備基金積立金に1,007万円を増額し、1,007万1,000円といたします。

こちらは、前年度繰越金のうち、国・県、市町村及び支払基金へ精算金を償還した後の残高について、2分の1以上を基金に積み立てることとなっているため、保険給付費等準備基金へ積み立てるものでございます。

第8款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金に11億2,533万4,000円を増額し、11億2,533万5,000円といたします。

こちらは、国・県、市町村及び支払基金への精算による償還金でございます。

第9款予備費は1,000万円を増額し、1,304万9,000円といたします。

こちらは、前年度繰越金から精算による償還を行い、基金への積立を行った後、残った部分を予算外の支出、または予算超過の支出に充てるため予備費に計上いたします。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(金城由美)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑は3回までとなっております。

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

議案第10号、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)について質疑を行います。

保険給付費等準備基金積立金の積立額についての運用状況を伺います。

○議長(金城由美)

嘉陽宗彦総務課長。

○総務課長(嘉陽宗彦)

それでは、糸数議員の令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算、保険給付費等準備基金積立金の運用状況についてお答えいたします。

同基金積立金の運用につきましては、沖縄県後期高齢者医療広域連合保険給付費等準備基金条例第6条に基づき、保険給付費等の財源に充てるものとして管理運用しております。

また、同基金積立金は地方財政法第7条に基づき、前年度繰越金のうち国・県、市町村及び支払基金へ精算金を償還した後の残高より2分の1以上を基金に積み立てるためのものがございます。今年度の同積立金額は1,007万円となっております。

以上でございます。

○議長(金城由美)

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

答弁ありがとうございます。

この保険給付費等準備基金積立金ということで、保険給付が速やかにできるようにということだと思いますけれども、この目標金額というのはどのように設定しているのでしょうか。

○議長(金城由美)

嘉陽宗彦総務課長。

○総務課長(嘉陽宗彦)

お答えいたします。

保険給付費等準備基金積立金は、後期高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営を図るため設置されており、目標金額につきましては基金の財源が特別会計で生じると見込まれる剰余金であるため、目標金額の設定はできないものと考えております。

○議長(金城由美)

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

財源の積立の仕組みからして目標金額を設定できないということだったのですが、安全な運営のために幾らぐらい必要なのかということは、内部的には持っておく、あるいはまた議会でも考えていきたいなというふうに思っております。

では、次が最後の質疑ですね。

令和5年特別会計補正予算のこの保険給付費等準備基金積立金ですが、少ない理由は最初の質疑でも明らかになってはいるんですけども、その背景です。これは認定第2号とも関連してくるのんですけども、昨年度大きく取り崩して今年度これだけの金額ということで、基金的にはかなり減額ということになっていきますので、その背景を連合としてどう捉えているのか、お聞かせください。

○議長(金城由美)

嘉陽宗彦総務課長。

○総務課長(嘉陽宗彦)

お答えいたします。

議案書127ページにあります、令和5年度特別会計補正予算歳出保険給付費等準備基金積立金として1,007万円積み立てておりますが、令和4年度特別会計歳出予算6款の同基金積立金7億円と比較しますと、6億8,993万円の減となっております。

要因といたしましては、令和4年度の途中から歳出保険給付費等が増額したことによるものです。増額の要因といたしまして、新型コロナウイルス感染者数の減少に伴い、被保険者の受診控えが緩和されたことと分析しております。保険給付費等が増加したことにより、翌年度へ繰り越す同準備基金積立金が減少したものと考えております。

また71ページ、令和4年度歳出決算事項別明細書の備考の下段にあります保険給付費等準備基金の積立金7億円は、令和3年度の剰余金の積立であり、令和3年度の社会情勢は新型コロナウイルス感染症が世界中で感染拡大した年であったため、長期間被保険者が受診を控える状況であったためというふうに分析しております。そのため、保険給付費の不用額が増加し、当該準備基金積立金への積立額が増えたものと考えております。

以上でございます。

○議長(金城由美)

これで通告に基づく質疑は終わりました。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第14、これより一般質問を行います。

発言時間は、当局答弁を含めず10分以内となっております。なお、本日の質問者は、一般質問日

程表のとおりであります。

順次、発言を許します。

我謝孟範議員の一般質問を許します。

我謝孟範議員、登壇願います。

○我謝孟範議員

皆さん、今は、こんにちにはなっておりますかね、おはようございますかね。

これから通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

まず1点目でございますが、県が4分の3、市町村が4分の1支出している原資はどうなっているのか、これを述べてもらいたいと思います。

それから、国から県市町村の負担分を拠出していると言われているが、これがどう捉えて、どうなっているのか。その点を答弁お願いいたします。

それから3点目に、県や市町村を通さずに直接広域連合に納めるのが筋ではないかと本員は思うんですが、この点を管理者はどう捉えているか。その点を述べてもらいたいと思います。

以上、自席で質問いたします。

○議長(金城由美)

山城敬管理課長。

○管理課長(山城敬)

管理課長の山城と申します。よろしくお願いいたします。

我謝孟範議員の御質問について、順次お答えいたします。

まず質問事項①県が4分の3、市町村が4分の1支出しているが原資はどうか、についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度の保険料軽減制度の低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図るため、都道府県及び市町村が負担することとし、その所要額について地方交付税措置を講じるとされていることから、財源には地方交付税が含まれているものと考えられます。

次に、質問事項②国から県市町村の負担分を拠出していると言われているがどうか、についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度の保険料軽減制度の所要額については、地方交付税より措置を講じているこ

とから、国が関係しているものと認識しております。

次に、質問事項③県や市町村を通さずに直接広域連合に納めるのが早道と思うがどうか、についてお答えいたします。

低所得者等に対しましては保険料の軽減措置があり、この軽減分は市町村と都道府県の公費による保険基盤安定制度で補填されております。保険基盤安定制度は高齢者の医療の確保に関する法律や関係政令、関係省令で規定されております。

○議長(金城由美)

我謝孟範議員。

○我謝孟範議員

これまで一般会計予算、国民健康保険、さらにこの後期高齢者の問題に対しても言えると思うのですが、本当に国は措置なされているのかどうか。本員としてはいささか疑問だと捉えております。

与那原町の国からの保険基盤安定資金として繰り入れされているのですが、国から2,600万円繰り入されております。この保険基盤安定のものに。

与那原町がここの広域連合に納入しているのが、約4,300万円。その差が1,700万円あるんですね。これは、なぜこういうきちんとした正式な項目がありながら、国は差を1,700万円もあえて不足させて各市町村に納入しているのか、交付しているのか。

それからしますと、本員として財政課長に聞いたところ、その差は普通交付税できていると思われる。そんなやり方でいいのかどうか。本員としては、いささか国のやり方が問われると思うんですよ。

そういう中で、与那原町は差が1700万円ありますが、これ全県下の市町村を捉えてみますときに、各市町村の、この国からの基盤安定資金として交付されているのを、各市町村は与那原町と違って100%下りているのか。それとも、与那原町と同じように全県下の市町村は差があるのか。それを事務方は調査してほしいと思います。これどうですか。

○議長(金城由美)

休憩いたします。

(午前11時11分 休憩)

(午前11時23分 再開)

○議長(金城由美)

再開いたします。

山城敬管理課長。

○管理課長(山城敬)

我謝孟範議員の再質問にお答えします。

保険基盤安定制度の負担割合として、市町村が4分の1、都道府県が4分の3の負担となっております。

市町村は、都道府県が負担する金額を含めて広域連合に納付することとなっております。以上です。

(「ただいまの質問はどうするんですか。調査なさるのか、なされないのか。今あいまいな答弁ですが、これでよろしいですか」と言う者あり)

○議長(金城由美)

山城敬管理課長。

○管理課長(山城敬)

我謝議員の再質問にお答えします。

保険基盤制度の件についてですが、広域連合としては高齢者の医療の確保に関する法律等、また政令や省令等に基づいて業務を行っているところでございます。

○議長(金城由美)

我謝孟範議員。

○我謝孟範議員

やっぱり全県下の後期高齢者事業が安定的に執行されるのは、県民の、市町村民のためになるわけですから、これがもし仮に全市町村でこういうふうに財務省から見える分を全額措置しないで、あとは交付金でまかなっていいよというものを認めるのか、認めないのか。その問題。

やはり全県民の、全市町村民の立場からすれば、国ははっきり消費税を上げるときには社会保障財源に100%充てると言っていますから、こんなせこいことをもし仮に国がやっているとしたら、これは大間違いですよ。

やはりそこは指摘するところは指摘して、筋を通して、もし仮に全市町村が与那原町のように100%入ってないと。これをどうするか。100%入れるように、分かるように措置してほしいという

のを、皆さん方が国に対して訴えるべきであります。何のために皆さん方、そこに座っているんですか。いささかでも改善するために、本員としては今質問しているんです。これに対して前向きな答弁がなされていない。

管理者に聞きたいと思いますが、やはりこの件も含めて全国の広域連合の皆さんに対して、組織に対して具申してほしい。直接、財務省は広域連合に市町村を通さずに直接分かりやすいように措置すれば、前向きにいい方向にいくのではないですか。その点、具申なされるのかどうか、管理者に聞きたいと思います。

○議長(金城由美)

比嘉哲也事務局長。

○事務局長(比嘉哲也)

我謝議員の再質問にお答えします。

後期高齢者医療制度は平成20年度の制度開始から15年目を迎え、健全な制度運営に努めてまいりました。しかしながら、2025年には団塊の世代全てが75歳以上となり、超高齢化社会を迎えることから、医療費は引き続き増加していくものと見込まれ、今後の制度運営は厳しくなっていくものと予測されます。

先ほど地方の負担の保険基盤安定制度の負担割合につきましては、市町村が4分の1、都道府県が4分の3となっております。その4分の1につきましては地方交付税措置が講じられているということから、我々のほうでは各市町村の財政状況にもよって、その中身についてはこちらが把握できない部分でございます。

しかしながら、そういった中で、我々のほうでもこの基盤安定制度は低所得者や被保険者の被扶養者であった人に対して、保険料軽減分を市町村と都道府県の公費によって補填される制度でございます。この保険基盤安定制度は先ほどの答弁のとおり、高齢者の医療の確保に関する法律や関係省令で規定されておりますので、今後ともそれに従って進めていかないといけないと考えております。

(「管理者はどうするんですか。どう捉えているかは答えないわけですか」と言う者あり)

○議長(金城由美)

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

我謝議員にお答えいたします。

ただいま説明をさせていただきました。後期高齢者医療というところであるんですが、この医療費も我々は行政としてどのように保っていくのか、各市町村頭を悩ましているところだと思います。

しかしながら、今対応、対策をするというところで保健事業をやらせていただいておりますけれども、今後はしっかりと各市町村とも連携を図りながら要望をし、さらには医療費が高騰しないようにしていくと。さらには物価高騰によるいろいろな生活面も大変苦勞なさっているところもありますので、その辺はしっかりと我々広域連合として対策を講じることだと思っております。

さらに、我々は九州並びに全国規模で後期高齢者医療広域連合の意見を述べる機会が厚生労働省とも各関係省庁にもあります。

我謝議員が申していた中身について、各都道府県大変苦勞しているところでありますので、今後もそういう機会を通じながら、各県大変厳しい状況をお伝えをしながら、少しでも軽減を図ってまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いをしたいと思います。以上であります。

(「終わります」と言う者あり)

○議長(金城由美)

これをもって、我謝孟範議員の一般質問を終わります。

次に、與儀喜邦議員の一般質問を許します。

與儀喜邦議員、登壇願います。

○與儀喜邦議員

皆様、こんにちは。那覇市選出の與儀喜邦です。質問の前に所感を述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が沖縄で発生してから4年目の夏、定点報告によるコロナ感染者は6月以降、ようやくピークが下がってきております。

しかし、今回の台風6号による被害、さらに厳しい暑さも加わった環境では、高齢者は身体的負担に耐えられずに疾病が悪化してしまうことも考えられます。

また、医療費負担の増加は受診控えを起こし、高齢者の健康寿命に影響を与えます。このような

状況の中、後期高齢者医療は重要な位置づけにあると言えます。

それでは、質問通告書を読み上げて質問を行います。

1. 後期高齢者医療について。

近年の高齢化社会に伴い、75歳以上の後期高齢者数は増加し続けています。沖縄県後期高齢者医療広域連合は、高齢者が安心して医療が受けられること、そして健康長寿県復活を目指していると考えます。

健康長寿のためにどのような取組を行っているかを伺います。

2. 新型コロナの影響について。

新型コロナ感染症は本年5月8日以降、2類相当から5類感染症に位置づけられました。5類移行後の後期高齢者医療の現況、及び医療費への影響について伺います。

3. マイナンバーカード制度について。

当広域連合におけるマイナンバーカード取得及び使用の現状について伺います。

以上です。再質問は自席にて行います。よろしくお願いします。

○議長(金城由美)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

事業課長の安永と申します。よろしくお願いいたします。私のほうからは、質問事項の1及び2についてお答えいたします。

質問事項1. 後期高齢者医療についてお答えいたします。

健康長寿のための取組として広域連合では、被保険者の健康保持・増進及び健康寿命の延伸を目的として保健事業に取り組んでおります。

主な取組としましては、まず疾病の早期発見及び重症化予防を目的に長寿健康診査を行っております。長寿健康診査は、後期高齢者が安心して健康診断を受けられるよう、個別健診や集団健診を受診できる環境を整えているほか、健診未受診者には受診勧奨はがきを送付し、市町村や医療機関等に受診勧奨ポスターを配布し、健診受診率向上に努めています。

なお、健診結果によっては、重症化を防ぐため、

文書による指導や指導員による訪問指導を行っているところであります。

次に、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施は、後期高齢者にとって身近な存在である市町村が今まで行ってきた介護予防事業に加え、後期高齢者の保健事業を行う一体的な取組です。令和5年度は27市町村が実施しております。

なお、広域連合では、未実施の市町村への事業説明や既に実施中の市町村への研修開催など、市町村と連携し、質の向上に取り組んでいます。このほかにも歯科健診事業、服薬通知事業などに取り組んでいるところであります。

次に、質問事項2. 新型コロナの影響についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染症法での位置づけは、これまで新型インフルエンザ等感染症、いわゆる2類相当としていましたが、令和5年5月8日から5類感染症になりました。

5類感染症への変更に伴い、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、被保険者の自主的な取組をベースとした対応に変わりました。具体的には、新型コロナ陽性者及び濃厚接触者へ外出自粛を求めることがなくなりました。

議員御質問の5類移行後の後期高齢者医療の現況及び医療費への影響についてですが、令和5年5月の1人当たり医療給付費は、前月比4.10%増加の8万8,989円、令和5年5月の医療給付件数は前月比2.25%増加の34万1,629件であり、5類感染症へ変更となった5月は医療給付費、件数ともに前月より増加しました。

また、医療費への影響としましては、5類感染症への変更に伴い、新型コロナに関する医療費等のうち、これまで公費支援としていた入院・外来医療費については一部を除き、被保険者が原則自己負担することとなった点が挙げられます。

○議長(金城由美)

山城敬管理課長。

○管理課長(山城敬)

與儀喜邦議員の質問事項3. 当広域連合におけるマイナンバーカード取得及び使用の現状について伺う、についてお答えいたします。

まずマイナンバーカードの取得についてお答えいたします。

令和5年7月18日時点におけるマイナンバーカード保険者証利用登録人数は4万4,080人となっております。

次に、マイナンバーカード使用の現状についてですが、マイナンバーカードを保険証として利用している被保険者の状況は当広域連合では把握できておりませんが、カードリーダーを設置している医療機関等の数についてお答えいたします。

厚生労働省発表の令和5年8月6日現在のカードリーダーを運用する沖縄県内の医療機関は、対象医療機関の75.7%となる1,643機関となっております。

○議長(金城由美)

與儀喜邦議員。

○與儀喜邦議員

答弁ありがとうございます。

それでは、1. 後期高齢者医療についての健康長寿のための取組に関して。

健康長寿とは何かというと、その多くは健康で長生きを達成するという意味で使われますが、言い換えますと、介護に依存しない、自立した生活を送れる期間を長く保つということになると思います。

かつて沖縄県の平均寿命は、男女とも全国1位の座にありました。しかし、徐々に順位を下げ、最新の都道府県別順位は、男性43位、女性16位と後退しています。健康保持・増進及び疾病の早期発見などを目的に長寿健康診査を行っているわけですが、その上で環境整備、受診勧奨、そして健康指導などの取組などを挙げていただきました。

再質問ですが、最近の長寿健診受診率の推移と状況分析、目標値はどのようになっていますでしょうか。

○議長(金城由美)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

再質問にお答えします。

長寿健診の受診率ですが、令和元年度は32%台でしたが、新型コロナウイルス感染が拡大した令和2年度は、25.1%まで減少しました。その後、

令和3年度25.6%、令和4年度28.9%と回復基調にありますが、コロナ禍前の水準までは回復しておりません。

その点を踏まえまして、令和5年度はコロナ禍前の令和元年度受診率への回復を目標としており、目標値を33%としております。

○議長(金城由美)

與儀喜邦議員。

○與儀喜邦議員

令和5年度目標値は33%とのことでした。これまで受診率は30%を超えた時期もありましたが、コロナ禍が収まってもなかなかすぐには上がらないという状況のようであります。

一方では、今後、団塊の世代が後期高齢者となり、配付資料にありますように、15万人余りの被保険者数は2年後に20%以上増え、令和12年には1.4倍以上の21万6,000人と予想され、受診率の上昇が追いつかないのではないかと危惧いたします。

今後の健診受診対象者の急増に対する受診率向上の対策について伺います。

○議長(金城由美)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

再質問にお答えいたします。

受診率向上の対策として、広域連合では毎年ポスターを作成して市町村や医療機関に配布し、啓発活動に努めています。また、一部の未受診者への受診勧奨はがきの送付や健診未受診による健康状態不明者への訪問指導を行っております。

今後とも現在行っております取組を継続し、受診率向上につなげていきたいと考えております。

○議長(金城由美)

與儀喜邦議員。

○與儀喜邦議員

ありがとうございます。

私としましては、市町村において健診の規模をどのように大きくできるか、健診場所や回数を増やせるか、あるいは個別医療機関と連携をどのようにしていくのが課題ではないかなというふうに考えます。

答弁では、健診未受診者への訪問指導も対策の一つということでした。未受診者で健康状態が不

明な方へのアンケートは行っているのか。また、受診しない理由などが分かればお教えてください。

○議長(金城由美)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

再質問にお答えいたします。

健診未受診による健康状態不明者への訪問指導の際に、健診未受診の理由について調査を行っております。概要を御説明いたします。

令和4年度の回答を見ますと、回答が多い順に「健診は健康だから、必要と感じていない」48.5%、「病院の健診が嫌い」が18.6%、「定期的に病院を受診しているので健診の必要がない」が5.6%という結果でした。

○議長(金城由美)

與儀喜邦議員。

○與儀喜邦議員

アンケートでは受診しない理由として、健康だから健診を受けない方が多いとのことでした。そのような場合、急な発病や緊急入院等により重篤な経過を取ることもあり得ますので、逆に健診の必要性を意識させる周知が大切のようです。

一方、健康寿命という概念は、平均寿命から寝たきりや介護を必要とした期間を除いたものとされています。昨今、健康寿命の延伸のため、健康と要介護状態の中間と言われるフレイル(虚弱)の予防が重要視されています。

フレイル予防についてどのような方に、どういった方法で指導するのか。具体的な取組と対策について伺います。

○議長(金城由美)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

再質問にお答えします。

保健事業の目的の一つは、生活習慣病等の発症や重症化の予防及び心身機能の低下の防止を図り、自宅で自立した生活が送れる被保険者を増加させていくこととございます。この目的は健康寿命の延伸にもつながる考え方だと思っております。

この目的のためには、被保険者の適切な受診を支援することとともに、被保険者の体や心の働き、社会的なつながりが弱くなった状態であるフレイ

ルの状態に早めに気づくこと。また、フレイル予防の適切な取組を行うことが大切と考えております。

フレイルに早めに気づくための対策としましては、長寿健康診査が挙げられます。健診未受診者の一部への受診勧奨通知送付や健康状態不明者への訪問指導により、健診受診率の向上及び被保険者の健康状態把握に努めているところであります。

次に、フレイル予防のための適切な取組としましては、健診結果や病院での治療記録からフレイル予防が必要な対象者を抽出した上で、広域連合が治療中断者に受診勧奨通知を発送することや訪問指導を実施しております。

また、市町村におきましては、介護予防事業と連携した一体的実施などの保健事業を実施しているところであります。

○議長(金城由美)

與儀喜邦議員。

○與儀喜邦議員

ありがとうございます。フレイルなど要介護状態を防ぐため、引き続き高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を27の各市町村でしっかり取組を進めていってください。

次に2番、新型コロナの影響についてですが、5類移行でコロナ禍に見られた外出自粛がないため、直近の医療費が増えている可能性があります。また、医療費の一部を除き、原則自己負担であるとのことで、現在7種類の新型コロナウイルス治療薬の処方については、高額の治療薬のみ9月末まで公費負担を維持し、10月以降の扱いは感染状況を踏まえて検討する予定のようです。

再質問ですが、10月から高額のコロナ治療費の公費負担がなければ受診控えが起きないか心配されます。見解を伺います。

○議長(金城由美)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

再質問にお答えします。

公費負担がなければ受診控えが起きないかという御質問ですが、受診控えの要因としましては、感染動向や治療薬の価格、また新型コロナに罹患された方の自己負担の捉え方など、様々な

要素が要因になり得ると考えております。

そのような点を踏まえますと、受診控えの発生の有無について現時点で推定することが難しいと考えております。

○議長(金城由美)

與儀喜邦議員。

○與儀喜邦議員

様々な要素があるため、受診控えは推定しにくいとのことでした。令和4年10月から一部に窓口負担2割への引上げが行われ、さらにコロナ治療薬の公費負担がなくなり、急激な負担が生じれば、外来受診もためらう方が多くなりそうです。

3割負担で外来診療費も含めると、1回の新型コロナ治療薬につき合計2万円から4万円程度と見込まれてます。高額な治療費の負担が重なり、治療を拒否する可能性が高いと考えます。この冬の流行を乗り越えるまでは、広域連合間においてぜひとも10月以降も公費負担を継続するよう、強く要請していただきたいと思います。よろしくお願いします。

最後に3.マイナンバーカード制度についてです。

当広域連合における県内マイナンバーカード保険証利用登録は、4月中旬で4万4,082人とのことでした。全国の利用登録者数との比較はいかがでしょうか。

○議長(金城由美)

山城敬管理課長。

○管理課長(山城敬)

與儀喜邦議員の再質問にお答えします。

県内のマイナ保険証の全国比較について、厚生労働省からの資料によると、令和5年4月末時点の都道府県別75歳以上マイナンバーカード交付枚数率、利用申込率によると、令和5年4月30日時点のマイナンバーカード利用申込数は、全国では804万6,576人、沖縄県は3万7,013人となっており、全国の利用申込数における沖縄県の割合は0.45%となっております。

○議長(金城由美)

與儀喜邦議員。

○與儀喜邦議員

沖縄県のマイナンバーカード保険証利用申込数

の割合は、全国の0.5%以下とかなり低いということが分かりました。

利用開始後に様々な問題が起きましたが、その後に返納した数など分かったら教えてください。

また、今の健康保険証廃止の見直しを求める意見もありますが、当広域連合の見解を伺います。

○議長(金城由美)

山城敬管理課長。

○管理課長(山城敬)

與儀喜邦議員の再質問にお答えいたします。

返納数におきましては、当広域連合としては把握しておりません。

あと、当広域連合の見解についてですが、令和5年6月7日、全国の後期高齢者医療広域連合長で構成する全国後期高齢者医療広域連合協議会において、同協議会から厚生労働大臣への要望書を策定し、同協議会会長の横尾俊彦・佐賀県多久市長から、厚生労働省伊佐進一副大臣に要望書を手交しております。

要望書の中には、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う被保険者証の廃止に当たっては、国は、広域連合や市区町村の意見を十分に反映し、被保険者、医療機関等、保険者の混乱や事務財政負担の増加を招かないよう懸案事項を十分に把握、検討した上で、全ての保険者が安心して医療機関等を受診するよう、責任を持って制度を設計し、今後のスケジュールやスキームについて早期に示すこととしております。

今後も他の後期高齢者医療広域連合と連携を図りつつ、国の動向に注視してまいりたいと考えております。

○議長(金城由美)

與儀喜邦議員。

○與儀喜邦議員

返納状況の把握が難しいということは、カードの利用が十分機能しているかどうかは認識できないとも言えます。

また、健康保険証とマイナンバーカードの一体化に関してですが、他人の情報登録がなされたケースがあり、また、医療費の窓口負担割合の誤登録も指摘されています。

今回の場合、国の拙速な進め方がシステム不具

合の問題を起こしたと言っても過言ではありません。後期高齢者の方たちが不安を感じている中で、当面はこれまでどおり健康保険証を利用できる選択肢を残すべきだと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(金城由美)

これをもって、與儀喜邦議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

(午後0時 休憩)

(午後0時10分 再開)

○議長(金城由美)

再開いたします。

次に、糸数貴子議員の一般質問を許します。

糸数貴子議員、登壇願います。

○糸数貴子議員

那覇市選出の糸数貴子です。最後の一般質問になります。よろしくお願いします。

医療保険証について。

当広域連合におけるマイナ保険証の発行事業等について、以下伺います。

1. マイナ保険証の取得者数及び非取得者数。

2. マイナンバーカードを健康保険証として使用することについて、高齢者が取り残されかねないという報道等ありますが、見解を伺います。

3. マイナンバーカードと保険証のひも付け作業はどこが行っているのか。誤登録の問題が全国で話題になっておりますが、誤登録を広域連合の事務としてしたことはないか伺います。

以上、再質問は自席にて行います。

○議長(金城由美)

山城敬管理課長。

○管理課長(山城敬)

糸数貴子議員の御質問について、順次お答えいたします。

まず、質問事項1. マイナ保険証の取得者数及び非取得者数についてお答えいたします。

マイナ保険証の取得者数につきましては、医療保険者等向け中間サーバーから提供されるマイナンバーカード保険証利用登録状況によりますと、令和5年7月18日時点における利用登録人数は4

万4,080人となっております。

また、令和5年7月末被保険者数は15万2,728人となっておりますが、算出基準日が異なることから、正確な非取得者数の把握は困難であります。

次に、質問事項2. マイナンバーカードを健康保険証として使用することについて、高齢者が取り残されかねないと報道があるが見解を伺う、についてお答えいたします。

マイナンバーカードを被保険者証として利用することは、限度額証等の持参が必要なくなることや医療機関における受付時間の短縮、オンライン資格確認によって被保険者の服薬情報などが確認できることから、高齢者に対する適切な診療方針が立てられるなど、高齢者の健康改善に資するものと考えております。

本広域連合における周知広報の取組といたしましては、7月に被保険者証の更新と併せて、制度周知用のリーフレットを発送しております。

また、今後も国や窓口業務を担っている市町村と連携を図りながら、リーフレットやホームページなどを活用して、被保険者に対し丁寧な説明を行うなど、広報周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項3. マイナンバーカードと保険証のひも付け作業はどこが行っているのか、誤登録したことはないか、についてお答えいたします。

マイナンバーと被保険者情報のひも付け作業につきましては、市町村から連携されるマイナンバーが付された住民基本台帳情報に基づいて、後期高齢者医療電算処理システムを使用し、住民基本台帳情報と被保険者情報の突合処理を行っております。

誤登録につきましては、令和5年5月23日付、厚生労働省保健局課長他連名通知の「オンライン資格確認等システムにおける正確な資格情報等の登録について」の一部改正通知に基づき、点検対象となるべき加入者情報について点検を行った結果、現時点において「該当なし」と確認しております。

○議長(金城由美)

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

丁寧な御答弁ありがとうございました。誤登録についてないということで安心いたしました。

では、再質問させていただきます。

私自身は、マイナンバーカードとこの保険証を一体化するというのは、強引に推し進める国のやり方には反対の立場でございます。ですが、先ほどありましたように、利便性を考えてマイナンバーカードとひも付けをしたいという方がいらっしゃるのも事実でございます。

そのときに、お知らせを同封したということでしたが、情報提供として他県の広域連合においては、ホームページにおいてもしっかりとひも付けについての説明のページが提示をされております。

当広域連合で、今後このホームページ等で周知をする、情報提供する予定があるのかを伺います。

○議長(金城由美)

山城敬管理課長。

○管理課長(山城敬)

糸数貴子議員の再質問にお答えいたします。

他都道府県の後期高齢者医療広域連合のホームページを参考にし、マイナンバーカードやマイナ保険証とマイナンバーに関する情報発信に努めてまいります。

○議長(金城由美)

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

非常に前向きな御答弁ありがとうございました。

また、一方、どうしてもひも付けしたくないという方もいらっしゃると思います。また、ひも付けしたくないという意欲ではなく、実際介護施設に入っているであったり、もう入院しているということではなかなか取得できないということになったときに、やっぱり現状の紙の保険証の存続というのは大事なことでないかなと思います。

先ほどの與儀議員の質問とちょっとかぶるところもありますが、広域連合としてどう考えているのかということと、やはりふだんから沖縄の高齢者のために頑張っている連合として、こんなふうにしてほしいという意見をどんどん国に挙げていってほしいと思うんですが、連合長の見解を伺います。

○議長(金城由美)

比嘉哲也事務局長。

○事務局長(比嘉哲也)

お答えいたします。

去る6月に、全国の後期高齢者医療広域連合長で構成されます全国後期高齢者医療広域連合協議会から、厚生労働大臣へ要望書を提出しております。

その要望書におきまして、マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う被保険者証の廃止に当たりまして、被保険者、医療機関等、保険者の混乱や事務、財政負担の増加を招かないよう、懸案事項を十分に把握、検討した上で、全ての被保険者が安心して医療機関等を受診できるよう、責任を持って制度設計をすることなどを要望しております。

また6月、岸田首相の記者会見におきまして、保険証廃止について「全面的な廃止は国民の不安を払拭する措置が完了することが大前提」と述べられていることが、7月27日の報道がなされております。

当広域連合において、今後も全国後期高齢者医療広域連合協議会等と連携を図りつつ、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長(金城由美)

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

地元からの声というのは非常に大きなものだと思います。全国と共同して今後もしっかりと高齢者のために頑張りたいと、私たちが議員としても協力していきたいと思います。

私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長(金城由美)

これをもって、糸数貴子議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第15、これより討論・採決を行います。

同意議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合の識見を有する監査委員の選任同意について。

本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(金城由美)

これより同意議案第1号について、採決をいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

○議長(金城由美)

続きまして、承認第3号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)。

本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(金城由美)

これより承認第3号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長(金城由美)

認定第1号、令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いた

します。

○議長(金城由美)

これより認定第1号について、採決いたします。
本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり認定することに決定されました。

○議長(金城由美)

認定第2号、令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(金城由美)

これより認定第2号について、採決いたします。
本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり認定することに決定されました。

○議長(金城由美)

議案第9号、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)、本案に対する討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(金城由美)

これより議案第9号について、採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(金城由美)

議案第10号、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)、本案に対する討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(金城由美)

これより議案第10号について、採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第16、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。
議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長(金城由美)

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、
議長に委任することに決定いたしました。

○議長(金城由美)

以上で、本定例会に付議されました案件の審議
は全部終了いたしました。

○議長(金城由美)

これで、令和5年第2回沖縄県後期高齢者医療
広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午後0時24分 閉会)

~~~~~

上記のとおり会議録を調製し、署名する。

令和5年(2023年)8月25日

議 長 金 城 由 美

署名議員 前 川 秀 和

署名議員 伊 佐 園 恵